

三ヶ日第 03-12 号
令和 3 年 4 月 30 日

当所ご利用（予定）団体の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大防止のための利用ガイドライン

静岡県立三ヶ日青年の家

静岡県「ふじのくにシステム」に基づく県境を跨ぐ移動に関する行動制限について当施設よりご案内申し上げます。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部から 5 月 1 日以降のレベル毎の行動制限等が示されました。

4 月 30 日現在は、「**警戒レベル 4（県内警戒、県外警戒）**」です。

ご利用にあたっては、下記の内容に定められた感染防止対策に基づいた行動の徹底をお願いいたします。行動制限については以下の通りです。

（1）県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限

東京都、京都府、大阪府、兵庫県、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県、沖縄県、秋田県、富山県、石川県、福井県、三重県、和歌山県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県

は自粛をお願いします。

北海道、茨城県、岐阜県、滋賀県、奈良県、岡山県、徳島県、大分県

は特に慎重に行動をお願いします。

青森県、岩手県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、山梨県、長野県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、香川県、高知県、鹿児島県

は慎重に行動をお願いします。

※まん延防止等重点措置の地域は自粛をお願いします。

（2）県内移動に関する行動制限

不要不急の外出を控えるなど、出来る限り外出機会を減らしてください。

〈受入対象〉

- ① 学校：各担当の教育委員会及び学校長の指示に従ってください
- ② その他団体（成人のみ）：感染症対策を講じた上で利用可
- ③ その他団体（高校生以下の子どもを含む）：①と同様
- ④ その他団体（高校生以下の子どもが主）：①と同様

その他 上記について、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部が毎週発表する「6段階 警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」を今後も御注視頂き、状況に応じて行動制限を見直しする等の対応をお願いします。

静岡県立三ヶ日青年の家
所長 城田 守